

# 3サンハイツせけんばな紙

第 28 号

令和5年3月1日

編集責任者

田島康弘(3-101)

作成責任者

渡邊芳憲(9-503)

編集委員

小松清明(10-501)



カヤツリグサ（蚊帳吊草）  
別名マスクサ（桙草）  
田島康弘(3-101)  
カヤツリグサの名前の由来は茎を引き裂くと、四角く蚊帳のような形になるからで、別名マスクサ（桙草）と言われるのも同じ理由です。

団地内でもスミレ、マツヨイグサなどの花が咲き始め、春の訪れを感じますが、今回も昨年撮影したものを取り上げました。この写真は刈り取り前、3号棟付近のものです。

## 団地内の野草

田島康弘(3-101)

## 3月行事予定

5日(火)・公立高校入試  
6日(水)

9日(土)・鴨池小学校 土曜授業  
・鴨池小学校 特別支援学級修了式  
・鴨池中学校 土曜授業  
・火災予防運動の日(毎月9日)

・鴨カムサタデー 時間:12:00~13:30 場所:鴨池校区公民館前松林

・鴨カムお結び(地域食堂) 提供完了次第終了

料金:18歳以上/300円、18歳未満/200円、未就学児/無料

・絵画講座

事前申込不要、当日手ぶら参加OK

・スマホ相談会

事前予約不要

12日(火)・鴨池中学校 卒業式

13日(水)・公立高校合格発表

21日(木)・美と健康の講座 テーマ「春のメイクアップ講座」

時間:10:00~12:00 場所:鴨池生協会館5階

要事前申込 申込先:080-2739-3578、099-260-3532 担当:片平のぞみさん

22日(金)・鴨池小学校卒業式

25日(月)・鴨池小学校 修了式、離任式  
・鴨池中学校 修了式、離任式

※小中学校とも、今年度から二つの式が同日になったようです

27日(水)・鴨かもサロン(「体幹トレーニング」のソフト版)

時間:10:00~12:00 場所:鴨池生協会館1階

要事前申込 申込先:080-2739-3578、099-260-3532 担当:片平のぞみさん

### 体幹トレーニング

- ① 11日(月) 10:30~11:30 要事前申込  
② 25日(月) 11:00~12:00 同上  
場所:鴨池生協会館5階  
申込先:080-2739-3578、099-260-3532  
片平のぞみさん

### スマホ相談会

- ① 9日(土) 12:00~13:30 鴨カム会場内 予約不要  
② 13日(水) 10:00~12:00 鴨池校区公民館  
③ 27日(水) 同上 同上  
②③要事前予約  
コミュニティ協議会事務局にその週の月曜日まで

鴨池校区コミュニティ協議会事務局

099-285-1522

月水金曜(祝日休み)9:00~12:00

団地昔語り  
2~5棟横の市道車両一方通行規制の話

渡邊芳憲(9-503)

## ■新たな謎が

したので、要請は受け入れられたものと思われます。

■はじめに  
タイトルを見ても「何のことだ」と思われたことがあります。

砂本町の団地の西側にある道路 この道路は 真砂本町、三和町と鴨池新町とを分ける鹿児島市道です。この市道の名称は鴨池新町6号線で、起点は真砂本町55番地先(三菱商事のガソリンスタンド前)、終点は三和町6番地元(所

（新）三和町7番地先（新  
川河口の防波堤前）となつ  
ています。

この市道は 5号棟の近  
辺で、ほかの市道と交わつ  
てアルファベットのKの字  
の形になつています。この  
Kの字の縦棒の真ん中に5  
号棟があるとすると、その  
下半分が今回のテーマとなる道路となります。  
この道路は、団地販売当時、車両一方通行の道路  
となつていました。

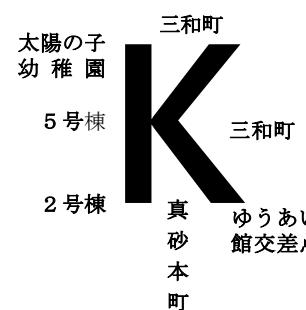
三和町

太陽の子  
幼稚園

5号棟

2号棟

真砂本町



ての矢印と「一方通行」が書かれていました。このあと、いつ解除されたのかは、「サンハイツだより」に続報がありませんでした。そこで、県立図書館で、過去の住宅地図を見てみました。ゼンリンの住宅地図の83年（昭和58年）版と84年（昭和59年）版に一方通行の標識記号が載っていました。その前後の版には、記号がありませんでした。（昭和59年）

84年（昭和59年）版の住宅地図に、2号棟から5号棟方向に向けての矢印が記載されていました。調査時点と発行時点に、それが生じることは、容易に想像できますので、昭和57年（82年）で話題となつてゐることが、84年（昭和59年）版に載つても、不思議ではないと思ひます。

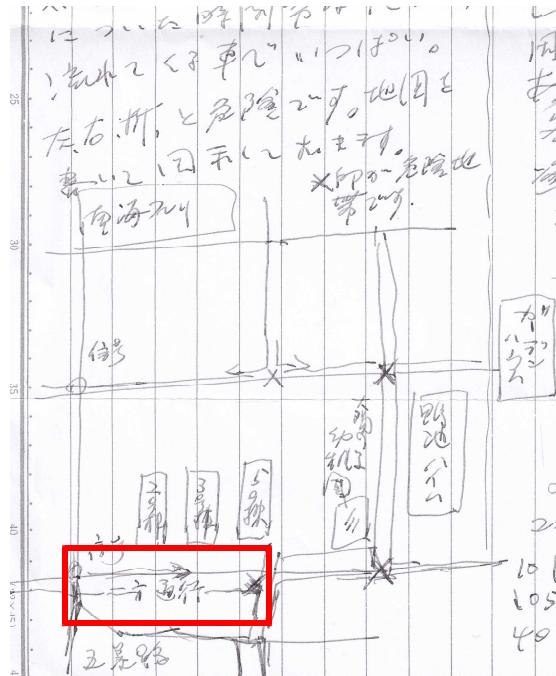
このことを抜きにすれば、一方通行の規制があつたことは、確認できました。

そして、5号棟には、規制は成つて、ませ（ノボ

そして 8年版には  
規制は事  
ていません

これはついで、二つのことか考えられます。一つは、単なる印刷上のミス、二つ目は、実際に、前年の年には5号棟から2号棟への通行しか認められていなかつた。どちらだらうということで、鴨池交番を通じて中央警察署に照会しましたが、40年以上前のことでわからぬことでした。当時から、この辺りに住んでおられる方もお伺いしましたが、「交通規制があつたことも知らなかつた」と言われました。このことについては、分かつた時点で、またお知らせしたいと考えています。

■車両一方通行の解除の動き  
この一方通行の解除を当時の管理組合が南警察署に要請することを「鴨池ニュータウン第3サンハイツだより（以下「サンハイツだより」と略記）」第4号（昭和57年10月30日付け）が報じています。このことについて、当時を知る住民の認識では、2号棟から5号棟方向の一方通行となっているようです。  
これを証拠立てるのが、「サンハイツだより」第3号の「団地周辺の交通事故が多発しています」という記事で、これの手書き原稿が、添付されていました。その中の地図に2号棟から5号棟方向に向けた。その中の地図に2号棟から5号棟方向に向けた。



## サンハイツだより 3号原稿 (赤枠内に「一方通行」と矢印)

宅地造成をするに当たつて、住宅用地を飛行場敷地境界より後ろに下げてその部分も含めて新しい道路用地としたようですが、このことは、賃貸の1号棟から「やなぎ野保育園」まで、宅地と道路の境界線が全くの一直線になつていることからも伺えます。

なれどこのことを尋ねていて分かへたことはありました。それは、この道路は、元々飛行場敷地と民地を区画する道路で、歩道もない3メートル程の幅の狭いものであり、飛行場側には鉄条網が張られていたということです。

ところで、先に83年（昭和58年）版と84年（昭和59年）版に、一方通行の規制が表記されていると書いておきながら、2号棟から5号棟方向への矢印が記載されていたのは、84年版としています。

これは 83年版に載つて いる矢印が逆向きの記号（5号棟から2号棟への矢印）となつていたからです。

宅地造成をするに当たつて、住宅用地を飛行場敷地境界より後ろに下げてその部分も含めて新しい道路用地としたようですが、このことは、賃貸の1号棟から「やなぎ野保育園」まで、宅地と道路の境界線が全くの一直線になつていることからも伺えます。

なれどこのことを尋ねていて分かへたことはありました。それは、この道路は、元々飛行場敷地と民地を区画する道路で、歩道もない3メートル程の幅の狭いものであり、飛行場側には鉄条網が張られていたということです。